

平成30年度

保健学専攻 学生便覧

【修士課程】

信州大学大学院医学系研究科

## 目 次

1. 医学系研究科保健学専攻（修士課程）の教育・ 研究の理念，教育・研究上の目標，入学者受入方針， 学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針	1
2. 信州大学大学院学則	3
3. 信州大学大学院医学系研究科規程	11
4. 信州大学学位規程	15
5. 保健学専攻（修士課程）の履修課程表	17
6. 履修プロセス概念図保健学専攻（修士課程）	19
7. 保健学専攻（修士課程）学位論文審査及び 最終試験の評価基準	20
8. 履修プロセス概念図保健学専攻（高度実践看護師 （周麻酔期看護師）コース）	21
9. 保健学専攻（修士課程）特定の課題についての研究の成果 の審査及び最終試験の評価基準	22
10. 保健学専攻（修士課程）の学位論文又は特定の課題 についての研究の成果の審査及び最終試験実施要項	23
11. 履修及び学生生活上の注意事項	24
12. 教員一覧	26
13. 校舎平面図及び配置図	27

# 1. 医学系研究科保健学専攻（修士課程）の教育・研究の理念，教育・研究上の目標，入学者受入方針，学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針

## 教育・研究の理念

医学系研究科（修士課程）保健学専攻は，高い倫理観と豊かな人間性を有し，高度な専門的知識・技術と，科学的根拠に基づく臨床問題解決能力，国際的な視野を持つ高度専門保健医療職者を育成することを基本理念とします。

精神的・身体的・社会的な側面から人間を全人的な存在としてとらえ，保健・医療・福祉に関する教育・研究の成果を社会に還元することにより，健康保持と疾病や障害の予防・治療，医療安全に広く貢献し，人類の幸福と福祉の向上に寄与する保健学を構築します。

## 教育・研究上の目標

- (1) 高い倫理観と専門的知識や技術，科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を備えた人材を育成します。
- (2) 保健・医療・福祉の現場において研究を推進できる人材を育成します。
- (3) 国際的な共同研究や活動に参画できる人材を育成します。
- (4) 保健・医療・福祉の実践現場で働く有職者の研究活動を活性化します。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

医学系研究科（修士課程）保健学専攻では，以下のような学生を求めます。

- (1) 高い倫理観と豊かな人間性を有し，人類の幸福と福祉の向上に熱意ある人
- (2) 科学的思考による問題解決能力を有し，国際的視野で物事を考えることができる人
- (3) 高度専門職業人として，地域社会の保健・医療・福祉に貢献する意欲のある人
- (4) 保健・医療・福祉の領域において，指導的役割を担う意欲のある人
- (5) 将来，保健学における教育者・研究者を志望する基礎学力と熱意のある人

## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

医学系研究科保健学専攻の修士課程を修了し，次に該当する者に修士(看護学もしくは保健学)の学位を授与します。

- (1) 高い倫理観と専門的知識や技術，科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を有する。
- (2) 保健・医療・福祉の現場において独創的な観点で研究を推進する能力を有する。
- (3) 国際的な諸問題に積極的に取り組み，共同研究や活動に参画できる能力を有する。
- (4) 保健・医療・福祉の実践現場で他の分野と連携して新たな保健医療改革に貢献できる能力を有する。

### **教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）**

医学系研究科（修士課程）保健学専攻では、高度医療専門職者に必要な保健、医療、福祉に関する専門的知識と高い倫理観、学際的な視野に基づく実践および研究手法を修得し、根拠に基づいた臨床実践と研究活動が展開できるようカリキュラムを編成します。

看護学分野、検査技術科学分野、理学・作業療法学分野の共通科目として、医療倫理、研究法、臨床判断解析学、国際保健論等を開講し、医学系諸科学における知識と情報収集能力、分析能力を高め、研究技法を修得します。

研究の遂行は各分野・領域の専門科目として開講される「特論」「演習」「特別研究」を通して行われ、また、関連する学会や研修会等に参加し先端情報を収集します。

研究成果は学位論文として公表され、厳格かつ透明な審査体制により論文が審査されます。

## 2. 信州大学大学院学則

(平成16年4月7日信州大学学則第2号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条―第11条)
- 第5章 学年、学期及び休業日(第12条―第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条―第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2―第39条)
- 第9章 修了要件、学位授与等(第40条―第47条)
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条―第54条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条―第63条)
- 第13章 研究生(第64条―第68条)
- 第14章 聴講生(第69条―第74条)
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生(第75条―第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条―第87条)
- 第17章 授業料、入学科、検定料及び寄宿料(第88条―第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

##### (自己点検及び自己評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

##### (研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

- 人文科学研究科
- 教育学研究科
- 経済・社会政策科学研究科
- 総合理工学研究科
- 医学系研究科

##### 総合理工学研究科

2 第5条の教育学研究科高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

##### (課程)

第4条 人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合理工学研究科に博士課程を置く。

2 総合理工学研究科の博士課程は、第5条の2に規定する総合理工学研究科医学系専攻医学分野、生命医工学専攻生命工学分野4年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。)とする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条の2 教育学研究科に、専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

##### (専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

##### 人文科学研究科

地域文化専攻

言語文化専攻

##### 教育学研究科

(修士課程)

学校教育専攻

(専門職学位課程)

高度教職実践専攻

##### 経済・社会政策科学研究科

経済・社会政策科学専攻

イノベーション・マネジメント専攻

##### 総合理工学研究科

理学専攻

工学専攻

繊維学専攻

農学専攻

生命医工学専攻

##### 医学系研究科

医科学専攻

保健学専攻

##### 総合理工学研究科

医学系専攻

総合理工学専攻

生命医工学専攻

(分野及びコース)

第5条の2 総合理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。

医学系専攻	医学分野	
	保健学分野	
総合理工学専攻	ファイバー工学分野	
	エネルギー・システム工学分野	
	物質創成科学分野	
	山岳環境科学分野	
	生物・生命科学分野	
	数理・社会システム科学分野	
生命医工学専攻	生命工学分野	4年制コース
		3年制コース
	生体医工学分野	4年制コース
		3年制コース

(組織の編制)

第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

#### 第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

#### 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

#### 第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

人文科学研究科長	人文科学系長
教育学研究科長	教育学系長
経済・社会政策科学研究科長	社会科学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

### (入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

### (入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であ

て、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

- (4)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第19条の2 総合理工学研究所医学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

第20条 総合理工学研究科の総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の決定)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

## 第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。

(1) ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

(2) サスティナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム

2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 教育学研究科高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。



(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第35条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。

7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第35条の2及び第35条の3 削除

(他大学院等における研究指導)

第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。

2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。

4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2から第37条の6まで 削除

(長期にわたる教育課程の履修)

第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。

(教育課程の計画的特例履修)

第38条の2 各研究科(修士課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。

(教育方法の特例)

第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件、学位授与等

(修士課程の修了要件)

第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあつては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 総合理工学研究科医学系専攻保健学分野 18単位

(2) 総合理工学研究科総合理工学専攻、生命理工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命理工学専攻生体理工学分野3年制コース 16単位

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に開

しては、当該課程に修士課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。  
(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

#### 第42条の3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

#### 第44条の3 削除

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

## 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者

(4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

(5) 入学金の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないもの

(6) 入学金の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないもの

## 第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することができる。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。  
(特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究学生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講学生及び特別研究学生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究学生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

#### 第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

#### 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することができる。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

#### 第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

#### 第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に置かれている医学系研究科の医学系専攻、疾患予防医学系専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

3 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にか

かわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までにおける収容定員は、附則別表第2のとおりとする。

4 総合医理工学研究科の医学系専攻、総合理工学専攻及び生命医工学専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科	(博士課程)			
	医学系専攻	120	80	40
	疾患予防医学系専攻	24	16	8
	保健学専攻	8	4	

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合医理工学研究科	医学系専攻	48	96	144
	総合理工学専攻	38	76	
	生命医工学専攻	15	30	45

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
医学系研究科	医科学専攻	24	12				
	保健学専攻	28	14				
	計	52	26				
総合医理工学研究科	医学系専攻			186	48		
	総合理工学専攻			114	38		
	生命医工学専攻			55	15		
	計			355	101		
合計		1,294	647	355	101	40	20

### 3. 信州大学大学院医学系研究科規程

(平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 77 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)に定めるもののほか、信州大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 1 条の 2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医科学専攻は、心とからだを結ぶヒューマンサイエンスを機軸にした新しいネットワークをつくり多彩な人材を養成することにより、社会への総合的な貢献を図ることを目的とする。
- (2) 保健学専攻は、高い倫理観と豊かな人間性を有し、高度な専門知識・技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力、国際的な視野を持つ高度専門保健医療職者を育成することを基本理念とし、精神的・身体的・社会的な側面から人間を全人的な存在としてとらえ、保健・医療・福祉に関する教育及び研究の成果を社会に還元することにより、健康保持と疾病や障害の予防・治療・医療安全に広く貢献し、人類の幸福と福祉の向上に寄与する保健学を構築することを目的とする。

(課程及び専攻)

第 2 条 研究科の課程及び専攻は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(研究科委員会)

第 3 条 研究科に、大学院学則第 11 条第 1 項の定めるところにより研究科長及び研究科において主たる授業又は指導を担当するものとして配置された専任の教授をもって構成する信州大学大学院医学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。ただし、必要により研究科において主たる授業又は指導を主担当とするものとして配置された専任の准教授又は講師を加えることができる。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第 4 条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第 6 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業に

よる教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (3) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 以上の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法等)

第 7 条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

- 2 研究科長は、各学生ごとに大学院学則第 8 条第 2 項に定める研究指導を担当する教授又は准教授(以下「指導教授」という。)を決定するものとする。
- 3 学生は、30 単位以上(高度実践看護師(周麻酔期看護師)コースにあつては 46 単位以上)を修得するものとし、履修方法については、別に定める。
- 4 学生は、指導教授の指導により履修しようとする授業科目を決定し、入学後速やかに所定の履修届を提出しなければならない。
- 5 研究科の授業科目を履修した学生に対しては考査を行い、合格者には単位を与える。
- 6 考査は、試験又は研究報告により行う。
- 7 病気その他の理由により試験を受けることができなかった者については、願い出により追試験を行うことができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第 8 条 学生が大学院学則第 34 条第 1 項の定めるところにより信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教授を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第 9 条 学生が大学院学則第 35 条第 1 項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教授を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。

3 前項の規定は、学生が大学院学則第 35 条第 3 項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 10 条 学生が大学院学則第 36 条第 1 項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教授を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第 11 条 大学院学則第 37 条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、研究科の単位として認定する。

2 前項の規定により、修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10 単位までとする。

3 第 1 項の規定により、単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 12 条 大学院学則第 38 条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修に関する事項については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第 13 条 学位論文の提出等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 2 年以上在学し、30 単位以上(高度実践看護師(周麻酔期看護師)コースにあつては 46 単位以上)修得し、指導教授の承認を得た学生は修士論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出することができる。ただし、大学院学則第 40 条ただし書に定める者の取扱いについては、研究科委員会がその都度決定する。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 14 条 修士論文の審査及び最終試験は、大学院学則第 43 条第 1 項に規定する審査委員会で行うものとする。

2 修士論文及び最終試験の合格又は不合格の判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査の上、決定する。

3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、修士論文及び最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 15 条 研究科の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(入学者の選抜)

第 16 条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第 17 条 学生が大学院学則第 52 条第 1 項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条の規定を準用する。

2 前項の留学期間は、1 年を原則とし、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第 18 条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 19 条 大学院学則第 57 条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(研究生)

第 20 条 大学院学則第 64 条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第 21 条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、大学院間の協議によりこれと異なる時期とすることができる。

3 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類を添えて所属大学院を経て願い出なければならない。

4 特別聴講学生の履修科目及び在学期間については、大学院間の協議によるものとする。

5 特別聴講学生に対しては、試験その他の方法により単位を認定する。

(特別研究学生)

第 22 条 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で研究科において特定の課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の取扱いに関しては、研究科委員会がその都度決定する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則(平成30年3月20日平成29年度規程第113号)

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

課程	専攻	
修士課程	医科学専攻	
修士課程	保健学専攻	(看護学分野)
		(検査技術科学分野)
		(理学・作業療法学分野)

修士課程(保健学専攻)

【共通科目】

授業科目	単位数
医療倫理学	2
研究方法論	2
医療情報処理科学	2
臨床判断解析学 I(内科系)	2
臨床判断解析学 II(外科系)	2
国際保健論	2
保健医療福祉システム論	2
社会システム論	2
地域の生活と福祉	2

【分野別開設科目】

分野	領域	授業科目	単位数
看護学	分野共通	看護理論	2
		看護研究	2

	看護管理	2
看護教育学 ・基礎看護学	看護教育学・基礎看護学特論	2
	看護教育学・基礎看護学方法特論	2
	看護教育学・基礎看護学演習 I	2
	看護教育学・基礎看護学演習 II	2
	看護教育学・基礎看護学特別研究	10
成人・老年 看護学	成人看護学特論	2
	成人看護学方法特論	2
	成人看護学演習 I	2
	成人看護学演習 II	2
	成人看護学特別研究	10
	老年看護学特論	2
	老年看護学方法特論	2
	老年看護学演習 I	2
	老年看護学演習 II	2
	老年看護学特別研究	10
	コンサルテーション論	2
	看護政策論	2
	臨床推論入門	2
	高度実践臨床薬理学	2
	周麻酔期看護学概論	2
	周麻酔期看護学特論 I	2
	周麻酔期看護学特論 II	2
	周麻酔期看護学特論 III	4
	周麻酔期看護学演習 I	2
	周麻酔期看護学演習 II	2
周麻酔期看護学実習 I	4	
周麻酔期看護学実習 II	6	

		周麻酔期看護学課題研究	4
	母子看護学	母子看護学特論	2
		母子看護学支援特論	2
		小児保健・看護学演習 I	2
		小児保健・看護学演習 II	2
		小児保健・看護学特別研究	10
		リプロダクティブ・ヘルス看護学演習 I	2
		リプロダクティブ・ヘルス看護学演習 I I	2
		リプロダクティブ・ヘルス看護学特別研究	10
		地域・国際・ 精神看護学	地域・国際看護学特論
	地域・国際看護学援助特論		2
	地域・国際看護学演習 I		2
	地域・国際看護学演習 II		2
	地域・国際看護学特別研究		10
	精神看護学特論 I		2
	精神看護学特論 II		2
	精神看護学演習 I		2
	精神看護学演習 II		2
	精神看護学特別研究		10
検査技術科学	病因・病態 検査学	病態検査解析学	2
		病態血液検査学特論	2
		病態血液検査学演習	4
		生体分子情報検査学特論	2
		生体分子情報検査学演習	4
		感染生体防御検査学特論	2
		感染生体防御検査学演習	4

		組織細胞病態検査学特論	2
		組織細胞病態検査学演習	4
		神経呼吸免疫科学特論	2
		神経呼吸免疫科学演習	4
		病因・病態検査学特別研究	10
理学・作業療法学	理学療法学	運動器・スポーツ理学療法学特論	2
		運動器・スポーツ理学療法学演習	4
		障害予防理学療法学特論	2
		障害予防理学療法学演習	4
		理学療法学特別研究	10
	機能障害学	機能障害学特論	2
		機能障害学演習	4
		機能障害学特別研究	10
	作業療法学	生活支援作業療法学特論	2
		生活支援作業療法学演習	4
		精神作業療法学特論	2
		精神作業療法学演習	4
		作業療法学特別研究	10

別表第3(第15条関係)

課程	専攻	分野等	学位	専攻分野の名称
修士課程	医科学専攻		修士	医科学
修士課程	保健学専攻	看護学分野	修士	看護学
		検査技術科学分野		保健学
		理学・作業療学分野		



## 4. 信州大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条並びに信州大学学則(平成 16 年信州大学学則第 1 号。以下「学則」という。)第 55 条及び信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第 5 条の 2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第 6 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定により学位論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後 1 年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第 8 条 学位論文は、自著 1 編(3 通)とする。

第 9 条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第 10 条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第 11 条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第 43 条第 1 項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試問を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認められた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第 12 条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第 13 条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後 3 月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後 1 年以内に終了するものとする。

第 14 条 第 11 条第 1 項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第 5 条第 2 項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行うものとする。

3 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は 2 外国語を、総合工学系研究科は 1 外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第 5 条第 2 項の規定による学位を申請するときは、第 2 項の試問を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第 15 条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第 4 条及び第 5 条第 1 項によるものについては、課程の修了の可否、第 5 条第 2 項によるものについては、その論文の審査及び学力試問の可否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第 5 条の 2 によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前 2 項の議決は、研究科委員の 3 分の 2 以上出席した研究科委員会において、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第 16 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 によるものについては、課程の修了を、第 5 条第 2 項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかる第5条第1項により授与する博士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成31年3月31日までの間における第5条第2項により授与する博士の学位(博士(医工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合医理工学研究科において同条第1項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

別表(第2条関係)

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医科学専攻	修士課程	修士(医科学)
	保健学専攻	修士課程	修士(看護学) 修士(保健学)

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士(医学) 博士(保健学)

	総合理工学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(理学) 博士(工学) 博士(農学)
	生命医工学専攻	博士課程	博士(医学) 博士(医工学)

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	博士(医学)
	博士(保健学)
	博士(学術)
	博士(理学)
	博士(工学)
	博士(農学) 博士(医工学)

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号	学 位 記	氏 名
		年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する		
		年 月 日
信 州 大 学 印		

別記様式3 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号	学 位 記	氏 名
		年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
		年 月 日
信 州 大 学 印		

別記様式4 (論文提出による場合)

第 号	学 位 記	氏 名
		年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
		年 月 日
信 州 大 学 印		

## 5. 保健学専攻（修士課程）履修課程表

科目区分	授業科目	配当年次	修士論文コース		高度実践看護師（周麻酔期看護師）コース		備考
			単位数		単位数		
			必修	選択	必修	選択	
専攻共通科目	医療倫理学	1前	2		2		
	研究方法論	1前		2			
	医療情報処理科学	1前		2		2	
	臨床判断解析学Ⅰ（内科系）	1前		2		2	
	臨床判断解析学Ⅱ（外科系）	1前		2	2		
	国際保健論	1前		2			
	保健医療福祉システム論	1前		2			
	社会システム論	1前		2			
	地域の生活と福祉	1前		2			
通分野共	看護理論	1前		2		2	
	看護研究	1前		2	2		
	看護管理	1前		2		2	
看護教育学・基礎	看護教育学・基礎看護学特論	1前		2		2	
	看護教育学・基礎看護学方法特論	1前		2			
	看護教育学・基礎看護学演習Ⅰ	1後		2			
	看護教育学・基礎看護学演習Ⅱ	1後		2			
	看護教育学・基礎看護学特別研究	2	10				
成人・老年看護学領域	成人看護学特論	1前		2			
	成人看護学方法特論	1前		2			
	成人看護学演習Ⅰ	1後		2			
	成人看護学演習Ⅱ	1後		2			
	成人看護学特別研究	2	10				
	老年看護学特論	1前		2			
	老年看護学方法特論	1前		2			
	老年看護学演習Ⅰ	1後		2			
	老年看護学演習Ⅱ	1後		2			
	老年看護学特別研究	2	10				
看護学分野	コンサルテーション論	1後				2	
	看護政策論	1後				2	
	臨床推論入門	1後			2		
	高度実践臨床薬理学	1前			2		
	周麻酔期看護学概論	1前			2		
	周麻酔期看護学特論Ⅰ	1前			2		
	周麻酔期看護学特論Ⅱ	1後			2		
	周麻酔期看護学特論Ⅲ	1後			4		
	周麻酔期看護学演習Ⅰ	1前			2		
	周麻酔期看護学演習Ⅱ	1後			2		
	周麻酔期看護学実習Ⅰ	1後			4		
	周麻酔期看護学実習Ⅱ	2			6		
	周麻酔期看護学課題研究	2			4		
母子看護学領域	母子看護学特論	1前		2			
	母子看護学支援特論	1前		2			
	小児保健・看護学演習Ⅰ	1後		2			
	小児保健・看護学演習Ⅱ	2前		2			
	小児保健・看護学特別研究	2	10				
	リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅰ	1後		2			
	リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅱ	2前		2			
リプロダクティブ・ヘルス看護学特別研究	2	10					
地域・国際・精神看護学領域	地域・国際看護学特論	1前		2			
	地域・国際看護学援助特論	1前		2			
	地域・国際看護学演習Ⅰ	1後		2			
	地域・国際看護学演習Ⅱ	2前		2			
	地域・国際看護学特別研究	2	10				
	精神看護学特論Ⅰ	1前		2			
	精神看護学特論Ⅱ	1後		2			
	精神看護学演習Ⅰ	1後		2			
	精神看護学演習Ⅱ	2前		2			
	精神看護学特別研究	2	10				

科目区分		授業科目	配当年次	単位数		単位数		備考
				必修	選択	必修	選択	
検査技術科学分野	病因・病態検査学領域	病態検査解析学	1前	2				
		病態血液検査学特論	1後		2			
		病態血液検査学演習	2前		4			
		生体分子情報検査学特論	1前		2			
		生体分子情報検査学演習	2前		4			
		感染生体防御検査学特論	1後		2			
		感染生体防御検査学演習	2前		4			
		組織細胞病態検査学特論	1前		2			
		組織細胞病態検査学演習	2前		4			
		神経呼吸免疫科学特論	1後		2			
		神経呼吸免疫科学演習	2前		4			
		病因・病態検査学特別研究	2	10				
理学・作業療法学分野	理学療法学領域	運動器・スポーツ理学療法学特論	1前		2			
		運動器・スポーツ理学療法学演習	1後		4			
		障害予防理学療法学特論	1前		2			
		障害予防理学療法学演習	1後		4			
		理学療法学特別研究	2	10				
	機能障害学領域	機能障害学特論	1後		2			
		機能障害学演習	2前		4			
		機能障害学特別研究	2	10				
	作業療法学領域	生活支援作業療法学特論	1後		2			
		生活支援作業療法学演習	2前		4			
		精神作業療法学特論	1後		2			
		精神作業療法学演習	2前		4			
		作業療法学特別研究	2	10				

#### 修了要件及び履修方法

○看護学分野（修士論文コース）

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。

看護学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、分野共通科目から4単位以上、領域専門科目から8単位以上、特別研究10単位。

○看護学分野（高度実践看護師（周麻酔期看護師）コース）

保健学専攻（修士課程）高度実践看護師（周麻酔期看護師）コースを修了するために必要な修得単位数は、**46単位以上**。

専攻共通科目及び看護学分野の専門科目のうちから、必修科目（演習4単位、実習10単位、特別の課題研究4単位を含む）38単位、選択科目のうちから8単位以上。

○検査技術科学分野

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。

検査技術科学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、指導教員の指定する専門科目（特論2単位、演習4単位、特別研究10単位）及び分野必修科目の病態検査解析学（2単位）を含む24単位以上。

○理学・作業療法学分野

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。

理学・作業療法学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、指導教員の指定する各領域の専門科目（特論2単位、演習4単位、特別研究10単位）を含む22単位以上。

◎各分野で指定する科目以外の残りの単位の履修については、全ての分野で、保健学専攻共通科目も含め、他の領域における履修科目も選択の対象とすることができる。また、4単位までは、他の専攻或いは他の研究科の授業科目を修得できる。

上記単位を修得し、かつ必要な論文指導を受けた上で、本大学院が行う修士論文の審査又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

授業時限	
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30
7時限	19:40～21:10

高い倫理観と専門的知識や技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を備え、国内外の保健・医療・福祉の現場において研究を推進し、健康の保持と疾病や障害の予防・治療、医療安全に広く貢献できる人材

## 修士(看護学・保健学) 学位授与

### 最終論文審査会

・論文発表会と保健学専攻委員会による審査

### 論文要旨・審査結果の公開

・保健学専攻委員会における論文審査結果の公開

### 30単位以上を修得

(保健学専攻 修士課程)

### 論文発表会

・全保健学科教員に対する公開発表会

### 1次論文審査会

・審査委員会による口頭試問による審査

### 学位論文提出

### 審査委員会委員の決定

・主指導教員≠審査主査  
・3名以上の教授(必要と認める際は准教授、講師をもって代えることができる)

### 論文予備審査

・複数の教員による学位授与審査に値するかの確認・指導

### 論文作成

### 研究課題の決定

・研究指導担当教員との綿密な検討・討論による研究課題の決定  
・各分野の複数教員による研究課題・研究手法のヒアリングと指導

### 学位論文作成・論文審査

### 指導教員の決定

・オープンキャンパス開催時の複数教員との面談や入学資格審査時における教員との面談により決定

### 授業科目・研究指導

#### 分野・領域別科目

6~8単位以上(選択)  
(各分野領域に設けられている特論、演習科目より選択)

専門分野の深い学識と研究能力

科学的根拠に基づく臨床問題解決能力

専門分野の高度な実践能力

情報収集・分析能力

分野共通科目(検査)  
2単位(必修)  
(病態検査解析学)

専門分野の深い学識

分野共通科目(看護)  
4単位以上(選択)  
(看護理論など3科目から選択)

実践能力の応用・発展の基礎

#### 専攻共通科目

2単位(必修)(医療倫理学)  
4単位以上(選択)(研究方法論, 医療情報処理科学, 臨床判断解析学, 国際保健論など8科目から選択)

高い倫理観

情報分析能力

保健学分野に関する幅広い学識

#### 特別研究 10単位(必修)

・各分野・領域における研究進捗状況の報告と討論  
・特論、演習を通じた論文執筆のための基礎的素養の獲得  
・学会参加による研究発信能力と最新情報の獲得  
・教員間の研究に関する情報の共有と院生へのフィードバック

グローバルな情報発信能力・参画力

保健・医療・福祉の現場における研究推進能力

情報収集・分析能力

2年次

1年次

1. 高い倫理観と豊かな人間性を有し、人類の幸福と福祉の向上に熱意のある人
2. 科学的思考による問題解決能力を有し、国際的視野でものごとを考えることができる人
3. 高度専門職業人として、地域社会の保健医療に貢献する意欲のある人
4. 保健・医療・福祉において、指導的役割を担う意欲のある人
5. 将来の保健学における教育者・研究者を志望する基礎学力と熱意のある人

## 7. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）学位論文審査 及び最終試験の評価基準

### 【修士課程】

学位審査には、学位論文の提出を必要とする。所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び最終試験を行う。

### 学位論文の評価基準

1. [関連資料・文献] 研究主題の探究に際して利用した関連資料・文献について、精確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。
2. [実験・調査] 研究主題の探究に際して実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行われているか。またその分析は精確で、解釈や結果が妥当であるか。
3. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法] 問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。
4. [独創性と意義] 論証の方法や結論と成果は、先行研究との関連あるいは研究史に照らして十分な独創性と意義を有するか。
5. [表現の的確性と表現力] 日本語もしくは使用外国語について、語句や文章表現は的確で、かつ表現力に優れているか。
6. [論文の体裁と完成度] 本文、章立て、注記、参考書目あるいは図表等、部分的かつ全体の構成において、論文としての体裁が整っており、その完成度は高いか。
7. [総合的評価] 総合的に評価して修士論文に値するか。

(但し書き)

- 1) 図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・文献」と表記した。
- 2) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 3) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

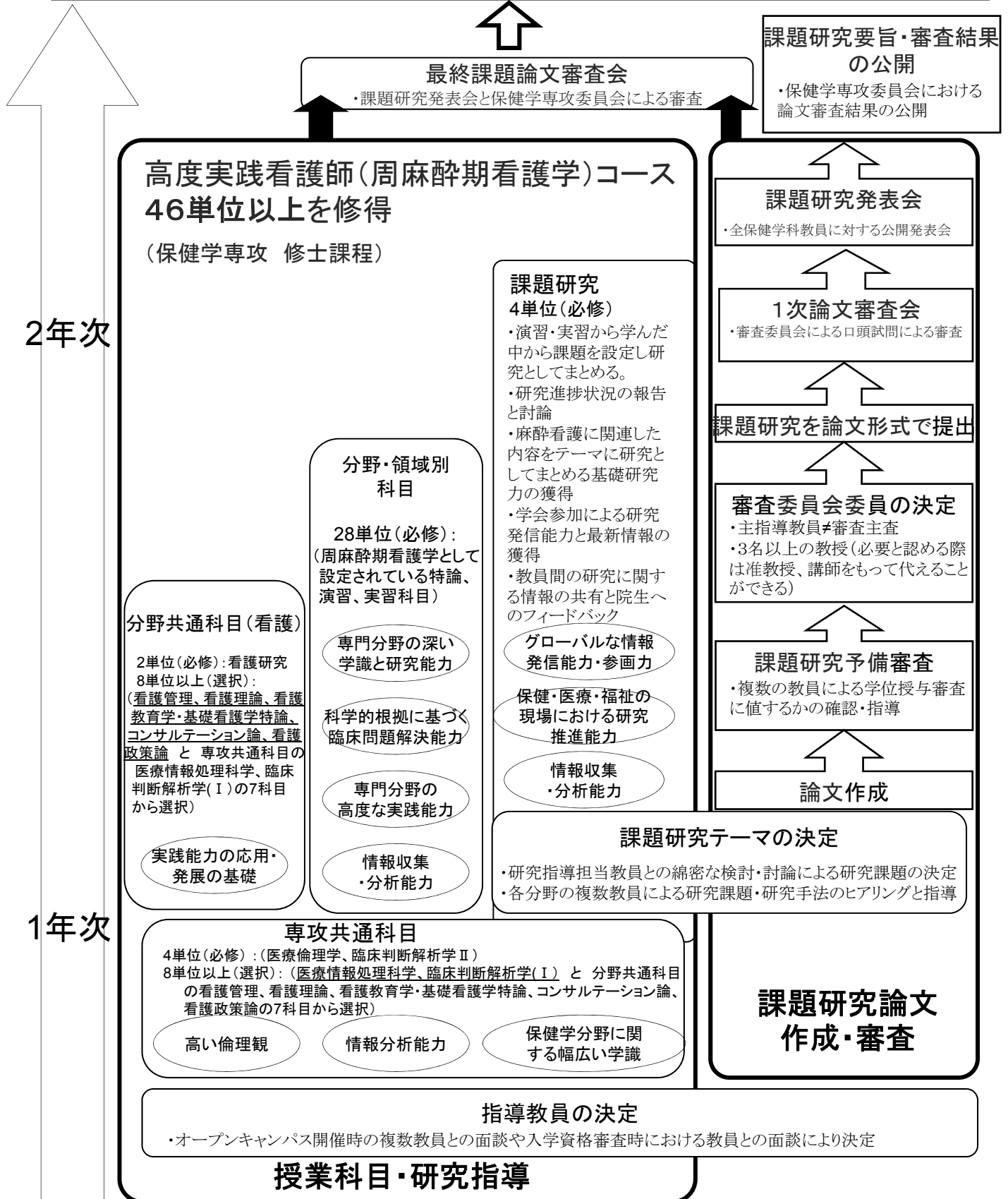
### 最終試験の評価基準

最終試験は口頭試験により行い、以下の基準により評価する。

1. 研究の目的・方法・結果・考察・意義について十分に理解し、明確に説明できること。
2. 研究の内容について提起される質問に対して、論理的に応答できること。
3. 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。

高い倫理観と専門的知識や技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を備え、国内外の保健・医療・福祉の現場において研究を推進し、健康の保持と疾病や障害の予防・治療、医療安全に広く貢献できる人材

## 修士(看護学) 学位授与



- 1.高い倫理観と豊かな人間性を有し、人類の幸福と福祉の向上に熱意のある人
- 2.科学的思考による問題解決能力を有し、国際的視野でものごとを考えることができる人
- 3.高度専門職業人として、地域社会の保健医療に貢献する意欲のある人
- 4.保健・医療・福祉において、指導的役割を担う意欲のある人
- 5.将来の保健学における教育者・研究者を志望する基礎学力と熱意のある人

## 9. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）特定の課題 についての研究の成果の審査及び最終試験の評価基準

### 【高度実践看護師（周麻酔期看護師）コース】

学位審査には、課題研究論文の提出を必要とする。所定の単位を修得し、課題研究論文を提出した者について、学位論文に準じた審査及び最終試験を行う。

### 課題研究論文の評価基準

1. [関連資料・文献] 研究主題の探究に際して利用した関連資料・文献について、精確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。
2. [実験・調査・事例検討] 研究主題の探究に際して実施した実験・調査・事例検討は、適切な方法に基づいて行われているか。またその分析は精確で、解釈や結果が妥当であるか。
3. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法] 問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料・事例検討の提示と展開の方法は適切であるか。
4. [意義] 論証の方法や結論と成果は、先行研究との関連あるいは研究史に照らして十分な意義を有するか。
5. [表現の的確性と表現力] 日本語もしくは使用外国語について、語句や文章表現は的確で、かつ表現力に優れているか。
6. [論文の体裁と完成度] 本文、章立て、注記、参考書目あるいは図表等、部分的かつ全体の構成において、論文としての体裁が整っており、その完成度は高いか。
7. [総合的評価] 総合的に評価して修士論文に準ずるものとして評価するか。

(但し書き)

- 1) 図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・文献」と表記した。
- 2) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 3) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

### 最終試験の評価基準

最終試験は口頭試験により行い、以下の基準により評価する。

1. 研究の目的・方法・結果・考察・意義について十分に理解し、明確に説明できること。
2. 研究の内容について提起される質問に対して、論理的に応答できること。
3. 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。



## **10. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）の学位論文 又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験実施要項**

8月下旬に研究科のホームページに「学位論文審査申請の手引き（審査及び最終試験実施要項並びに学位論文審査申請書等の様式を含む）」を掲載しますので、確認してください。

なお、ホームページに掲載した際は、大学院係からメールでお知らせします。

## 1 1. 履修及び学生生活上の注意事項

### 1) 履修に関する手続き（履修登録）

平成 30 年度入学生は、「信州大学大学院医学系研究科規程別表」に記載されているカリキュラムが適用されます。

皆様は、「履修届」を指導教員に相談の上、4 月 13 日（金）までに大学院係へ提出してください。

### 2) キャンパス情報システムのユーザー登録について

キャンパス情報システムに自分の住所、電話番号、保証人情報等を登録してください。大学からの連絡を行うための重要な情報ですので、早急に登録を完了してください。

また、大学からの連絡をメールでお送りすることがありますので、普段使用しているアドレスを登録してください。メールアドレスを変更した場合は、速やかに変更登録をしてください。

### 3) 建物への入棟について

保健学専攻の大学院学生は、夜間や土・日曜日に保健学科建物及び医学部図書館に入棟する場合は、学生証が必要となります。

その他の建物（医学科建物、附属病院、旭総合研究棟、基盤研究支援センター（動物実験支援部門））には、別に手続きをしないと入棟することはできません。

### 4) 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証の提示がなければ証明書等の発行をはじめ、図書館を利用することができません。

また、学生証がないと夜間や土・日曜日に保健学科建物及び医学部図書館に入棟することができません。

学生証を紛失した際は、速やかに大学院係へ申し出て再発行の手続きをしてください。なお、再発行には、再発行手数料が必要となります。

修了や退学等で学籍を離れる際には、学生証を速やかに大学院係へ返却してください。

### 5) 院生研究室について

保健学科北校舎 2 階（2 室）及び南校舎 1 階（1 室）に院生研究室が設けられています。院生研究室に入室するには、鍵が必要となりますので、大学院係に申し出てください。

利用者は、使用にあたって清掃美化に努めてください。また、退室時に窓閉め、消灯、エアコン電源消、施錠を確実に行ってください。

### 6) 掲示板及びキャンパス情報システムについて

大学から皆様への伝達は、原則、中校舎玄関前の掲示板とメールにて行いますので、見落としして不利益を被ることのないように注意してください。

また、インターネットを利用して、大学からのお知らせをパソコンへ配信しています。

キャンパス情報システム (<http://campus.shinshu-u.ac.jp>) に自分でアクセスして情報を得ることができます。

### 7) 授業料・奨学金について

○授業料

授業料は入学手続き時に指定した金融機関の預貯金口座より、自動的に引き落とされます。

授業料（前期分 267,900 円，後期分 267,900 円）

・前期分引き落とし日： 4月26日（木） [来年度以降は、掲示で確認してください。]

・後期分引き落とし日： 10月26日（金）

指定預貯金口座への入金は、引き落とし日の前日（金融機関営業日）15時までをお願いします。

#### ○授業料免除・徴収猶予・月割分納

学生総合支援センター（全学教育機構南校舎1階）が窓口となっておりますので、詳細については直接お尋ねください。（Tel：0263-37-2199）

#### ○奨学金

① 日本学生支援機構の奨学金

② その他の奨学金

学生総合支援センター（全学教育機構南校舎1階）が窓口となっておりますので、詳細については直接お尋ねください。（Tel：0263-37-2184）

### 8) 諸証明について

J R学割証，在学証明書，成績証明書等は，学生証を使用して，全学教育機構南校舎1階の証明書発行機で発行できます。その他の証明書の発行については，大学院係へご相談ください。

### 9) 学生生活の相談

日常大学生活を送るにあたって相談したいことがある時は，担当教員が相談に応じます。気軽に相談してください。

### 10) 松本キャンパス内の交通規制について

松本キャンパスは自動車・バイクでの入構が規制されています。

学生の自動車通学は原則，禁止となっています。ただし，身体の不自由な学生，又は社会人大学院学生で自宅からの通学距離が2km以上ある場合に限り，夜間及び休日のみ入構を審査の上，許可されることがあります。

入構の許可申請をする場合は，申請書類が大学院係にありますので，窓口で申し出てください。

（1,000円/月：半年分まとめて徴収）

### 11) 学生保険について

入学手続き書類送付時に学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）の加入案内を同封しましたが，その他の同様な保険も含めて未加入の方は，万が一に備え，加入することをお勧めします。